

第一章 化学物質アドバイザーの役割

1. 化学物質アドバイザーとは

化学物質アドバイザーとは、化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録され、市民、事業者、行政のいずれにも偏らず、中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う者である。

化学物質アドバイザーの活動は、環境省の事業として運営されているもので営利を目的としたものではなく、自発的な協力のもとに活動を行う。このため、化学物質アドバイザー制度は、いわゆる資格制度ではなく、派遣制度である。

登録後は、年に数回行われる研修会に参加する他、個人で常に新しい情報を収集することで、化学物質に関する新しい知見や関連法規の改正、海外の最新動向等幅広くフォローすることとなる。

2. 化学物質アドバイザーの活躍する場面

化学物質アドバイザーの活躍する場面は、主に「リスクコミュニケーションの場におけるインタープリター（解説者）」と「勉強会や講演会等の講師」である。

市民、事業者、行政それぞれより要請があり、主な活動内容は、以下のとおりである。

市民からの要請

リスクコミュニケーションの場におけるインタープリターとしての派遣

勉強会での講師としての派遣

- ・ 近くの工場から排出される化学物質の影響について
- ・ 身近な製品に含まれる化学物質の影響について
- ・ 化学物質の使用を減らす方法
- ・ 化学物質と健康被害の関係について

事業者等が開催する説明会等へ参加する際のアドバイス

等

事業者からの要請

リスクコミュニケーションの場におけるインタープリターとしての派遣

社内研修会での講師としての派遣

- ・ 化学物質の有害性とリスクについて
- ・ 化学物質の管理手法、削減方法について
- ・ PRTR とその活用について
- ・ リスクコミュニケーションについて

説明会等を開催する際のアドバイス

等

行政からの要請

リスクコミュニケーションの場におけるインタープリターとしての派遣
市民向けや事業者向けの講演会等での講師としての派遣

- ・PRTR とその活用について
- ・リスクコミュニケーションについて
- ・自治体の化学物質削減に向けた取り組み について

リスクコミュニケーションモデル事業へのアドバイス

等

3．化学物質アドバイザーに求められるスキル

化学物質アドバイザーは、対話集会や住民説明会等のリスクコミュニケーションの場や勉強会・講演会等の講師として派遣されるため、そのような場で活動するためには、以下の要件が必須となる。

- (1) 化学物質排出把握管理促進法、化学物質審査規制法等化学物質に関する法律をよく理解し、説明する能力があること。
- (2) 化学物質の有害性情報を正しく理解し、分かりやすく説明する能力があること。
- (3) 化学物質による生態影響や人の健康影響を評価し、分かりやすく説明する能力があること。
- (4) 化学物質排出把握管理促進法に基づく排出量の算定方法を熟知していること。
- (5) 化学物質の排出による住民のリスクを評価する能力があること。
- (6) 化学物質に関する情報の入手方法を熟知していること。
- (7) リスクコミュニケーションや勉強会・講演会等の場で、的確な対応が出来ること。
- (8) 冷静かつ温和に受け答えが出来、信頼されること。
- (9) 常に中立的立場を意識しつつも、参加者全員の気持ち理解出来ること。
- (10) 自分の発言に、責任を持つ意思があること。

4．化学物質アドバイザーの心得

事業者は、化学物質の排出に係る地域住民へのリスクを評価し、そのリスクの程度に関して地域住民に分かりやすく説明する責任がある。しかしながら、現在そのような能力を有する事業者は中小企業をはじめとして多くないことや、事業者が説明することをどの程度理解・信用してもらえるかとの不安から、リスクコミュニケーションの実施を躊躇している自治体も少なくない。このような状況を打破し、円滑なリスクコミュニケーションを実施する役目の一部分を担うのが化学物質アドバイザーであり、専門用語ではインタープリターと呼ばれている。また円滑な会議を推進するファシリテーター（後述）も別途必要であると考えられている。

化学物質アドバイザーは、この役目を理解しリスクコミュニケーションを推進しなければならない。特にリスクコミュニケーションは、相互理解を高めるための手段であり、合意形成を目的

とするものではないこと、化学物質アドバイザーがその場をうまく納める立場にないことも理解する必要がある。しかし会議の参加者が化学物質アドバイザーの役目を充分理解しておらず、化学物質アドバイザーに個人的な意見や判断を求める等化学物質アドバイザー本来の役目を逸脱することを要求する場合がある。このような場合も冷静に自分の役目を説明し、不用意に個人的な意見や判断を述べることは避けなければならない。なぜなら化学物質アドバイザーの発言は重く、利害関係者の判断に影響することがあり、場合によっては一部の参加者に不利益をもたらすことがあり得るからである。特に参加者から PRTR の排出量を基にリスク評価をすることを求められても、自らがリスク評価をし、その結果を公表すべきではない。排出事業者が自らリスク評価をし、説明したものに対して、その評価が適切であるかどうかの判断をしたり、また地域住民からの「排出事業者の評価が適切かどうか」に関する質問や、「分かりやすく説明して欲しい」との要望があった場合のみ対応すべきである。あくまでも判断は当事者が行うべきであり、化学物質アドバイザーは判断のための情報を要請に応じて提供する役目なのである。

このため質問された場合のみ回答することが基本であり、尋ねられていないことについて発言をすることは好ましくない。ただし、会議の場において誤ったリスク評価や情報によって結論が誤った方向に展開する恐れがあると判断した場合は、質問されなくても発言の許可を求め、訂正すべきである。なお議論の進行には関与すべきではなく、ファシリテーターとしての役目は果たすべきではない。

また自分の知らない事柄に対して質問された場合には、推定で答えたりせず後日専門家に相談し回答する旨の受け答えをすることが大切である。もっとも事前に質問を予想し、その場で答える準備をすることが最優先ではある。

以下に注意事項を示す。

注意すべきこと

- ・ 予め質問事項を予想し回答を準備する。
- ・ 予め関係する化学物質等の情報を入手し、リスク評価を行っておく。
- ・ 質問があったときのみ回答する。
- ・ 客観的に大きな誤りがある場合は指摘してよい。(例：法の解釈や基準値等の誤り)
- ・ 相手の質問内容を充分確認する。
- ・ 最初に相手の関心事項を全て述べてもらい、説明の優先順位を確認する。
- ・ 専門用語は出来るだけ使わないで説明する。
- ・ 理解出来たか反応を確かめながら説明等を進める。
- ・ 相手の意見を否定する場合、一度同感の意を表明した後、否定する。
- ・ 化学物質アドバイザーの役目を理解してもらおう。(例：個人的意見は述べられないこと)
- ・ 役目を逸脱する内容を要求された場合には化学物質アドバイザーの役目や立場について丁寧に説明し、理解を求める。

やってはいけないこと

- ・ 事業者に代わってリスク評価をする（ただし説明会等の場で、事業者が行ったリスク評価の解説は行っても良い）。
- ・（リスクコミュニケーション等の）会議の司会、進行をする。
- ・ 安全か危険かの二分する判断をする。
- ・ 排出量を削減すべきかどうかの判断をする。
- ・ 偏った情報を提供する。
- ・ 知識のない人を軽蔑する。
- ・ 知らないことを知っているように言う。
- ・ 参加者に代わって会議の結論を出す。
- ・ 法律に書いていないことを法律の条文から勝手に類推する。
- ・ 個人的な意見や判断を述べる。

ファシリテーター

ファシリテーターとは、中立的な立場で議論を円滑に進める役目を果たす者で、会議のルールを作ったり、発言を分かりやすく咀嚼したり、食い違った対応を修正する役割であり、米国では職業として成り立っている。ファシリテーターには、専門的な科学的知見は必ずしも必要ないが、会議を実のあるものにするための技術が要求される。

以下にファシリテーターの役目をまとめる。

- ・ 会議の進行に必要なルールを決める。
- ・ 会議の目的を明確にする。
- ・ 発言を必要に応じて、分かりやすくまとめ、確認する。
- ・ 関係ない質問が出た場合、整理する。
- ・ 質問内容と異なる回答が出た場合、訂正する。
- ・ 会議の要点を整理し、課題等をまとめる。
- ・ 会議の終了点をつかみ、次回の確認をする。